

令和5(2023)年度学校法人札幌大学ガバナンス・コードの点検について

1. ガバナンス・コードとは

「私立大学版ガバナンス・コード」は、学校法人自らが学生や保護者を中心としたステークホルダーに対する説明責任を積極的に果たすとともに、学校法人の運営方針や姿勢を主体的に点検し、私立大学の健全な成長と発展につなげることを目的とした自主行動基準のことをいいます。

2. 「学校法人札幌大学ガバナンス・コード」について

学校法人札幌大学では、私立大学ガバナンス・コードの指針(加盟大学のガバナンス・コードのひな型)である日本私立大学協会憲章「私立大学版ガバナンス・コード」<第1版>(2019年3月28日、以下「指針」という。)をもとに「学校法人札幌大学ガバナンス・コード」を2021年10月20日に策定(2023年8月30日一部改正)し、現在本学ホームページにて公開しています。

指針は、以下の5つの原則によって構成されており、「学校法人札幌大学ガバナンス・コード」もこれに準拠しています。

<5つの原則>

- (1) 私立大学の自主性・自律性(特色ある運営)の尊重…建学の精神等
- (2) 安定性・継続性…学校法人運営の基本(権限・役割の明確化)
- (3) 教学ガバナンス…学長の責務、権限・役割の明確化
- (4) 公共性・信頼性…ステークホルダーとの関係
- (5) 透明性の確保…情報公開等

3. 「学校法人札幌大学ガバナンス・コード」記載事項の適合状況

今回、「学校法人札幌大学ガバナンス・コード」の各記載事項の適合状況について、自己点検を実施しました。

点検の結果、記載事項153項目中152項目が適合(前年度から5項目改善)となりました(別紙参照)。適合とならなかった1項目についての状況及び今後の対応については、次頁に記載します。

(別紙)

令和5(2023)年度 学校法人札幌大学ガバナンス・コード点検報告書

4. 改正私学法を踏まえた対応

私立大学のガバナンス改革などを目的とした私立学校法の改正(令和7年4月1日施行)を踏まえ、今後、国や日本私立大学協会の動向を注視し、本法人「ガバナンス・コード」の改正について検討します。

○「学校法人札幌大学ガバナンス・コード」適合とならなかった項目の状況及び今後の対応

記載項目	記載事項	状況と今後の対応
4-4 危機管理及び法令遵守 (1)危機管理のための体制整備	③業務継続計画の策定に取り組ま ず。	(状況) 危機管理規程を制定し、危機管 理マニュアルを作成した。現在業 務継続計画（BCP）の策定に向 け、各部署において検討を進めて います。 (今後の対応) 業務継続計画（BCP）を策定 します。